

論説

里耶秦簡にみる秦の戸口把握

——同居・室人再考——

鈴木 直美

はじめに

『史記』秦本紀が、献公十年（前三七五）のこととして、「戸籍を爲り、相伍せしむ」と記すように、秦の戸籍制度は伍制と同時に施行された。漢代では、毎年八月に民を郷に出頭させての戸口調査が行われたといわれるが、秦はもとより、漢のものさえ戸籍の実物は伝わっておらず、最近まで戸口把握の方法や、戸籍の記載事項を知る術はなかった。

幸い、近年公表された里耶秦簡には、戸人と称される筆頭者に始まる家族の名籍が存在しており、戸口把握を考えるうえで、最古の実物資料とみなし得る。本稿の目的は、この名籍を手がかりに、秦の戸口把握の手法を明らか

にすることにあら。

秦の戸口把握に関連して、かつて睡虎地秦簡に散見する「同居」「室人」の語をめぐって、多くの議論がなされたことが思い起こされる。この両語は、秦の戸籍制度と家族政策を説明する重要なキーワードと目されたが、ついにその語義についての見解の一致をみることはなかった。それにもかかわらず、それぞれの論者が自らの定義を用いて、商鞅の変法から漢代までの家族形態とその変遷を語り、議論は収束することなく今日に至る。⁽²⁾

後に詳述するが、睡虎地秦簡では、この両語はいずれも戸籍上の家である戸に関係する文言で、犯罪者への家族の縁坐と、兵役や力役の負担とに関する場面で使用される。およそ、戸籍制度の目的が、治安維持と徴税にあることは言を俟たない。ならば、実際の家族形態を論じる以前に、当時の戸口把握における両語の意味と役割を確実におさえたうえで、両語が律文の用語として必要とされた理由を考えておかねばならない。

行論に先立ち、本稿で用いる用語について確認しておく。まず、戸籍に登記されている家を戸と称し、睡虎地秦簡の同居・室人の語はそのまま使用する。家族の形態については、ひと組の夫婦と未成年の子女からなる家族を単純家族、単純家族の構成員以外の者がいる場合、具体的には成年の兄弟やその妻子などがある家族を大家族とする。また、家族でなく世帯と呼んだ場合は、非血縁である奴隷を含む。成年・未成年を問題とするのは、後述のように、男性が成人か否かで、名籍のうえでの扱いが異なるためである。ただし、今回は資料の制約により、女性の成年・未成年の別による戸内の位置づけの違いは不明のままである。また、秦の成年の基準が、身長にあるか、あるいは一定の年齢に統一されていたか、現時点では確証がなく、本稿ではその基準には立ち入らないことにする。⁽³⁾

一、里耶秦簡戸籍様簡の基本書式

(一) 里耶秦簡概要

里耶秦簡の出土した里耶古城址は、湖南省湘西土家族苗族自治州龍山県に位置し、二〇〇二年に遺跡の調査がなされた。調査結果は、一部の竹簡の写真・釈文とともに、翌年の『文物』誌上に初期報告が掲載され、さらに昨年、この古城址と周辺の三つの墓群、および、ふたつの漢代城址の調査結果をあわせた『里耶発掘報告』(以下、『報告』と称する)が刊行された。⁽⁵⁾ これから検討する名籍は、本書ではじめて公表されたものである。

『報告』によれば、里耶古城址の出土遺物は、三期に編年される。一期は戦国中期から戦国末、二期は秦代、三期は前漢に相当する。同時に発掘された三つの墓群のうち、最も古い墓群は、古城址の北東に広がる麦茶戦国墓群である。年代は戦国中期から後期、すなわち古城址出土遺物の一期に相当し、秦による占領以前からの地に居住する人々の墓葬とみられている。

里耶秦簡は一号井出土の三万七千余枚と、北側の城壕に水没したK11と呼ばれる坑から発見された五十一枚に大別される。後者が本稿で扱う名籍である。今回公開された簡牘は一部にとどまるが、一号井出土の紀年簡の示す年代は秦王政二十五年～二世二年(前二三二～二〇八)、ほぼ秦の六国統一後のもので、睡虎地秦簡の年代とも並行する。

次にK11出土簡であるが、『報告』は、削り屑を含む五十一枚の簡から、完形十点と断簡十八点を復元、掲載し

ている。⁽⁶⁾復元後の簡は、完形で長さ約四十六センチ、幅〇・九から三センチである。この簡牘の長さ、つまり秦尺二尺というのは、秦漢の一般的な簡牘や、現時点で報告される一号井出土簡の倍の長さである。時代は、一号井出土簡と並行するとみられている。『報告』はこのK11出土簡を「戸籍簡」としているが、特に標題のような簡はなく、いわゆる戸籍としてよいか不安が残るため、本稿では戸籍様簡と呼ぶことにする。

これから検討する戸籍様簡の記載方法については、すでに藤田勝久・邢義田両氏が『報告』所載の积文から整理を試みているが、⁽⁷⁾本稿では適宜、积文の吟味も行いながら、戸籍様簡の機能をより明確にしてみたい。

(二) 名県爵里と家族の記載順

周知のように、漢代には名県爵里と呼ばれる、個人の身上標示がある。秦から漢にかけての戸籍と目されるものはないが、その一端をうかがうために、漢代以降の名籍を三種と、睡虎地秦簡にみえる爰書の書式を先に掲げておく。

ひとつめは、『史記』太史公自序、索隱に引く『博物志』に残る、司馬遷の除任記録である。

太史令茂陵顯武里大夫司馬遷、年二十八、三年六月乙卯除、六百石。

ここに記される司馬遷の身上は、官名・県・里・爵位・姓名・年齢・除任日・官秩の順であり、いわゆる名県爵里がそろっている。

ふたつめは、居延漢簡の戍卒名籍である。⁽⁸⁾

成卒張掖郡居延當遂里公士張褒年卅 (194.18)

成卒には郡名が付されているが、以下、県・里・爵位・姓名・年齢の順で記される点は、先の司馬遷の除任記録と変わらない。

また、さらに時代は下るが、走馬樓具簡から、夏隆という男性とその戸の構成員を記した名籍をみておこう。⁽¹⁰⁾

宜陽里戸人公乘夏隆年卅一眞吏

隆子男昂年十一

昂男弟燥年八歳

燥男弟得年六歳

隆戸下奴謹年十三雀兩足

隆戸下奴成年廿二

右隆家口食九人 訾 一百 (9090・9165・9213・9217・9013・9092・9324)

残りの竹簡が散逸しているため、戸全体の復元はかなわないが、この名籍でも、「戸人」「眞吏」の語を除き、冒頭から里名・爵位・姓名・年齢が続く点は、前掲二例と共通する。

身上標示の順が明らかになつたところで、次に、他の家族の記載順を確認するために、睡虎地秦簡封診式「封守」(以下、「封守」と称する)をみてみる。かつて池田温氏は、「封守」にみえる家族の記載方法が、当時の戸籍の形式を反映する可能性がある⁽¹¹⁾と指摘した。

里耶秦簡にみる秦の戸口把握 鈴木

封守。郷某爰書。以某縣丞某書、封有鞠者某里十五甲家室・妻・子・臣妾・衣物・畜産。●甲室・人、一宇二内、各有戸、内室皆瓦蓋、木大具、門桑十木。●妻曰某、亡、不會封。●子大女子某、未有夫。●子小男子某、高六尺五寸。●臣某・妾小女子某。●牡犬一。●幾訊典某某、甲伍公士某某「甲黨有當封守而某等脫弗占書、且有罪」某等皆言曰「甲封具此、母它當封者」、即以甲封付某等、與里人更守之、侍令。(封診式、八(一二簡)

(差し押さへ。郷の某作成の爰書。某県の丞某の書により、審理を終えた某里の士伍甲の家屋・妻・子・奴隸・衣物・家畜を差し押さへる。甲の家屋と家人は以下のとおり。二部屋の家屋で、それぞれに戸がある。部屋屋根はみな瓦葺きで、木造、門には桑が十本植えられている。妻は某といい、逃亡して差し押さへる場になかった。子の大女子某は未婚である。子の小男子某は身長六尺五寸である。男奴隸の某・女奴隸の小女子某がいる。雄犬一匹あり。里典の某・甲の同伍の公士某に訊問し、「もし、甲に差し押さへるべきものがあつて、某らが漏らして申告してないなら有罪となる」と申し渡した。某らはみな「甲の差し押さへるべきものは全てここにそろつており、他に差し押さへるべきものはありません」と言った。よつて、甲から差し押さへたものは、某らに預け、里人に交代で見張りをさせ、命令を待つてゐる)

この「封診式」では、訴えられた男性の家族は、逃亡中の妻・成人した娘・未成年の息子・男奴隸・未成年の女奴隸の順で記載されている。

このうち、身長の特記される息子に注目したのが石岡浩氏である。⁽¹²⁾氏によれば、秦の成年・未成年の境界は身長六尺にあるが、この息子は、八月の戸籍調査時にはまだ「小」に区分されており、差し押さへ時に六尺五寸に成長

していたため、あえて身長の記事が必要だった。つまり、差し押さえの際には、本人との照合のための、戸籍など何らかの台帳が官の側に存在し、その記載方法が爰書の書式にも反映されたと推測できるのである。以下、これを念頭に、「戸籍様簡」の記載方法をみてゆきたい。

(三) 戸籍様簡の記載形式——単純家族の場合——

戸籍様簡は、上下五段の縦型の表形式で、各欄を区切る線が引かれている。『報告』では、各欄を最上段から「第一欄」と番号をつけて呼んでいるため、本稿もそれに倣うこととする。また、簡番号は、『報告』に使用された通し番号を用い、括弧の中に出土号・図版頁と図版番号を記す。なお、『報告』の写真は不鮮明なものも多いが、検討対象とする簡は、できるだけ写真の見やすいものを優先した。

左記の一簡は夫妻と未成年の子女からなる単純家族の名籍である。五欄全ての記載事項がそろっており、サンプルとして採り上げるのに適当と思われるため、本簡をみながら、各欄の基本的な記載内容を確認してゆく。なお、斜体で表した文字は別筆である。

南陽戸人 荊不更 蠻強

妻曰 嘸

子小上造 □

子小女子 駝

臣曰 聚

伍長

(一) 簡 K27/図版 36-1・2)

まず、第一欄は地名とみられる南陽と、「戸人」「荊不更」、および人名の蛮強から成っている。『報告』ではこの

里耶秦簡にみる秦の戸口把握 鈴木

第八十九卷 四一三

南陽を南陽郡と解しているが、すでに邢義田氏が的確に指摘するように、名県爵里の記載順からみて、里名とすべきである。前掲の居延漢簡 J61188 をみても、郡を記す際には県も併記される。

次の「戸人」は、先の走馬樓呉簡にもみえていた。つとに裘錫圭氏が鳳凰山十号墓簡牘にみえる同語について述べているように、これは戸主のことである。⁽¹³⁾ 以下、本論でも戸主を戸人と称することにする。

続く「荊不更」であるが、「荊」とはいうまでもなく楚であり、「不更」は秦爵の第四級である。「報告」は「荊不更」というひとつの楚の爵名とし、第三欄の「小上造」も同じく楚爵とする。しかし、「小」は第四欄の「女子」にもつけられており、爵名の一部とはいえず、これは「大・小」、すなわち成年・未成年の区別である。また、秦の名籍に楚爵を書き留める必要は認められず、この「荊不更」とは、楚爵を秦爵の不更に読み替えた表現と解すべきである。⁽¹⁴⁾ ちなみに、他簡も全て第一欄の男性は不更と登録されている。

次に第二欄は妻がみえる。妻にはあえて名の前に「曰」をつけている。この表記は「封守」と同様である。本簡第五欄では男奴隷に、次項であげる八簡では母親に「曰」をつけており、戸人からみて他姓に属する者のようだが、いずれも姓を記してはいない。

第三欄の記載は、「小上造」である。前掲「封守」でも大女子と小男子がみえていた。睡虎地秦簡では身長六尺未滿を「小」に区分し、減刑考慮の対象としたり、「小」と「大」の区別によつて刑徒の食料支給量を変えている。⁽¹⁵⁾ 戸籍様簡での大小区分の基準は不明であるが、「小」とは未成年の男性であろう。上造は、第二級爵である。これ以外の簡も第三欄に記載された者は全て上造爵を帯びている。

第四欄は「小女子」、戸人の娘が記される。先の第三欄「小上造」の例からみて「小女子」は未成年女性と考えられる。

第五欄に記されるのは、臣、すなわち男奴隷である。周知のように、奴隷の戸籍記載についてはこれまでも議論のあったことである。かつて、筆者も拙稿でこの問題を扱い、張家山漢簡奏讞書から、奴隷の戸籍記載を肯定したことがある。⁽¹⁶⁾その後、走馬樓吳簡が発見され、その名籍に「戸下奴」の表記があることから（前掲308簡等）、三国吳においても奴隷が戸の構成員であったことが判明した。⁽¹⁷⁾

また、睡虎地秦簡封診式では、被疑者の「名事里」、すなわち年齢や身分などの身上が県から郷に照会されることになっているが、男奴隷を主人が訴えた「告臣」の項でも、訴えられた「臣」に対し、同様の手続きがとられている。⁽¹⁸⁾

告臣。爰書。某里士五甲縛詣男子丙、告曰「丙、甲臣、橋悍、不田作、不聽甲令。謁買公、斬以爲城旦、受買錢」●丞某告某郷主。男子丙有鞠、辭曰「某里士五甲臣」。其定名事里、所坐論云可、可罪赦、或覆問毋有、甲賞身免丙復臣之不殿。以律封守之、到以書言。（封診式、三七～四一簡）

（男奴隷を訴える。爰書。某里の士伍甲が男子丙を縛って出頭し、訴え出た。「丙は私甲の男奴隷で、気性が荒く、耕作をせず、私の命令も聞きません。官に売却し、斬して城旦としてもらい、対価をいただきたく、お願います」丞の某は某郷の主に通達する。男子丙は罪状が確定し、自ら「某里の士伍甲の男奴隷である」と述べている。丙の名事里、これまで罪に坐したことがあるか、どのような罪を赦免されたか、再訊問の必要の有無、甲がかつて丙を奴隷から解放し、再び奴隷とした

ことがあるかを確認しなさい。律のとおりに丙を差し押さえ、書面で回答すること

このような奴隸の身上照会が可能であり、なおかつ一般人と同様の「名事里」の語が使用されるのは、戸のもとで奴隸を把握しているからであろう。戸籍様簡では他に後掲十簡に男奴隸が記されている。

なお、戸籍様簡の範囲には、明らかに女奴隸である「妾」と釈読できる例がない。後述するように、「報告」が第二欄の女性を「妾」と釈する例があるが、おそらく「妻」の誤釈であり（後掲八簡）、第二欄に「隸」と釈される第九簡の文字も、写真からは判読しがたい。封診式「黥妾」では、妾の身上も郷に照会されており（封診式、四二～四五簡）、臣同様に戸籍登録されていたとみられるが、これ以上踏み込むことは避けたい。

最後の記載事項は、「伍長」である。写真に明らかないように、左寄りに大きく書かれることからみて、戸人以下の全ての構成員を記入したのちに書いたものと思われる。この他に「伍長」は、二・七・一二簡にもみえており（二簡の表記は「五長」）、戸籍様簡作成時に、伍の編成をしながら伍長を当てていったと推測される。

ここまでは、第一簡の記載状況であり、この戸は夫婦と未成年の一男一女、そして男奴隸から成り立っている。各欄の記載内容は、第一欄に里名・爵位・戸人・戸人の姓名が記され、第二欄に妻、第三欄に未成年の息子、第四欄に未成年の娘、第五欄に男奴隸と別筆の伍長となっていることがわかる。この世帯員の記載順や、他姓に属するとみられる者に「日」をつける点は、前掲「封守」とも一致しており、戸籍様簡が戸を把握する台帳として実際の行政の場で機能し得ることを物語っている。

二、拡大家族と戸籍様簡

(一) 拡大家族の記載方式

戸籍様簡における単純家族と男奴隷の表記の仕方が判明したところで、次にこれ以外の構成員のいる戸の記載方式をみてゆきたい。

次に掲げる五簡は、第一欄に戸人とともに、その息子が記載される例である。

南陽戸人荊不更黃□

妻曰不實

子小上造悍

子小女規

子不更昌

子小上造

子小女移

(五簡K177函版37・9・10)

先の第一簡との記載事項の違いは、第一欄の息子である。第一欄に記入され、第三欄の子と同じ上造爵ではなく、父親と同等の不更爵を有しており、この息子は成人と考えてよいだろう。他に不更の息子がいる例は九簡にも見出せるが、息子に妻子がいる例は『報告』の範囲にはない。なお、第三欄二人めの名は文字があつたのか判断しがた。第五欄は空白のようであるが、他簡をみても、特に記載者や「伍長」のような特記事項がなければ、空白のままにされている。

次に、兄弟ともに第一欄に載せられる例をみておく。

南陽戸人荊不更彭奄

母曰錯

子小上造狀

□

弟不更說

妻曰□

□

(八簡K30・45/函版38・15・16)

里耶秦簡にみる秦の戸口把握 鈴木

第八十九卷 四一七

本簡では、戸人には弟がおり、兄弟ともに不更爵を保持している。先の五簡同様、戸人を含め成人男性をみな第一欄に記入しているとみられ、各欄への振り分けは続柄とは関係なく、機械的に男女と大小によっていることがわかる。

この他、第二欄には右から母親と妻が記される。これまでみた、父子・兄弟、および母と妻の記入順からみて、各欄の長幼の序は右からの順に示されていると考えられる。

なお、「報告」は、第二欄の「妻」を「妾」と釈読し、戸人に正式な妻はいないと考えたようである。これは七簡、および十一簡の「母室」(後述)という後書きの特記事項を、「母」に読み誤り、なおかつ七・十一簡ともに戸人が妻帯者であることにより、既婚の戸人の母親は第四欄に入ると先入観がはたらいたためと思われる⁽¹⁹⁾。しかし、男女と大小を分別することがこの木牘の目的のひとつのようであり、戸人の未婚・既婚によって母親の入る欄を使い分ける必要はなく、第二欄二人めを「妻」と読んでも問題はない。

また、次の三簡は、弟が不更爵をもち、なおかつ妻帯している例である。

南陽戸人荊不更大□ 妻曰嫫 子小上造視

弟不更慶 慶妻規 子小上造⁽²⁰⁾□

(三簡/K43 函版36-5-6)

妻を記す第二欄を一瞥して気付くことは、戸人の妻は、「妻」の表記のみなのに対し、弟の妻には弟の名が冠されていることである。つまり、戸人以下の構成員は、その中でさらに夫婦単位で識別可能なように記されているのである。

最後に、写真からの判読ができず、はなはだ心許ない例ではあるが、次の十簡は、妻帯する三兄弟が同一木牘に記載されている。

南陽戸人荊不更宋午

子小上造傳

衛子小女子□

臣曰襦

弟不更熊

熊妻曰□□

子小上造逐

弟不更衛

衛妻曰□

□子小上造□

熊子小上造□

(十簡K2・23/図版39-19・20)

戸人宋午の妻の入るべき第二欄第一行は空欄であるが、『報告』は削り取った痕跡があるとしている。三簡同様、弟たちの妻には、それぞれ弟の名が付されている。さらに、第三・四欄の子女であるが、親の名の記されない者は戸人の息子、弟の子にはそれぞれ弟の名が冠され、父親の別が明確になっている。つまり、戸の内部における夫を中心とした単純家族が明瞭になるよう配慮されているのである。

以上のように、戸籍様簡は第一欄第一行の戸人を筆頭に、それ以下の構成員が一枚の木牘におさまっており、なおかつ戸人は各木牘につき一人であることを踏まえると、ひとつの戸が木牘一枚にまとめて記載されていることになる。言い換えれば、戸人以下、同一木牘に記される人々は全て、奴隷も含めてひとつの戸に属するのである。ここでひとまず、戸籍様簡の記載の特徴を三点に整理しておきたい。

①各欄の記入事項と、記載者例は下記のとおりである。

第一欄…成年男子。記載者例は、戸人・戸人の息子・戸人の弟。

里耶秦簡にみる秦の戸口把握 鈴木

第八十九卷 四一九

第二欄…成年女子。妻・母・弟の妻。

第三欄…未成年男子。息子・弟の息子。

第四欄…未成年女子。娘・弟の娘。特記事項「母室」

第五欄…男奴隸。特記事項「伍長」

②右記①の記載欄の振り分けて、男女・大小の別と、血縁と奴隸の違いを示す。

③戸人の子女・兄弟など一親等の範囲にある者は、続柄を表記するのみで、戸人の名を冠さない。弟の妻子には弟の名を明記し、夫婦・親子の関係を明らかにする。

(二) 戸人と「母室」——田宅受給と関連して——

次に、先に触れた「母室」について、少し述べておきたい。「母室」という文字は、次の四簡にみえるように、第四欄にやや大きめの別筆で記されている(本簡第五欄は空白)。

南陽戸人荊不更黄□ □ 【妻】 曰負芻 子小上造□ □ 子小女子女祠 母室 (四簡/K28.29) 図版37・7・8)

これのみでは、「母室」の記載が第四欄のみにかかるのか、戸人以下全体についてのことなのか、判断がつかない。さらなる手がかりを得るために、七簡をみてみたい。

南陽戸人荊不更□ □

妻曰義

母室

伍長

(七簡/K42.46) 図版38・13・14)

この簡の写真は全体に不鮮明で、個々の記載を読み取れないが、幸い別筆の「母室」と「伍長」はほぼ認められる。「報告」は「母室」を「母睢」とするが、戸籍様簡では成員の記載は各欄に上詰めで記されるのに対し、この二文字は欄の下半分に大きく書かれ、また「室」の「宀」はよく残っていることから、四簡同様に別筆の「母室」と判断される。写真が不鮮明ではあるが、第四欄記載者はないようで、「母室」は第四欄記載者だけではなく、戸人以下全体にかかわる事柄といえよう。さらに下部が折れてはいるが、次の十一簡第四欄、「報告」が「母□」と積している文字も、下寄りに少し大きく書かれており、「母室」の可能性が高い。

南陽戸人荊不更□□

妻曰有

子小上造綽

母□

(十一簡K13・48 図版39・21・22)

かつて太田幸男氏が検証したように、睡虎地秦簡にみえる「室」字は家屋を指しており、⁽²⁾それを踏まえると、「母室」はやはり家屋がないことを意味していよう。では何故、家屋のないことを書き留めるのか。この疑問を解決するために、家屋に関連して田宅受給の問題を考えてみる。次にあげるのは、睡虎地秦簡「爲吏之道」に引く魏戸律である。

●廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、○告相邦。民或棄邑居埜、入人孤寡、徼人婦女、非邦之故也。自今以來、段門・逆呂・贅壻・後父、勿令爲戸、勿鼠田宇。三粟之後、欲士士之、乃署其籍曰、故某慮贅壻某叟之乃孫。

魏戸律。(爲吏之道引魏戸律、一七五～二二五)

(二十五年閏十二月六日、相邦に告げる。民のなかには、自分の居住地を離れ、郊外に住んだり、孤児や寡婦の家に入り込んだり、婦女を求めてその家に入ろうとする者がいるが、この国の先例にもとっている。これより以後、商賈・旅館・贅壻・

里耶秦簡にみる秦の戸口把握 鈴木

第八十九卷 四二二

後父には戸を形成させてはならず、田宅を与えてはならない。三代の後に仕官を欲し、仕官させるなら、その籍に「もと某閭の贅壻某人の曾孫」のように記載せよ。魏戸律)

この魏戸律によれば、商賈等は、独立した戸を形成することはできず、田宅も与えられないことになっており、戸と田宅の受給には何らかの関連があるようである。

また、時代は下るが、張家山漢簡戸律では、戸主のもつ爵位に応じた戸単位の田宅受給規定があり、立戸と田宅受給は不可分の関係にあったといわれている。⁽²²⁾

諸不爲戸、有田宅、附令人名、及爲人名田宅者、皆令以卒戍邊二歲、沒入田宅縣官。爲人名田宅、能先告、除其罪、有畀之所名田宅、它如律令。(戸律、三三三—三三四簡)⁽²³⁾

(およそ、戸を形成せずに田宅を保有し、他人名義で登記する、および他人のために自分名義で田宅を登記してやる者は、いずれも卒として戍邊すること二年とし、田宅は県官に没収する。他人のために田宅を登記しても、発覚前にそれを告発すれば、その罪を免除し、登記した田宅を告発者に与える。その他のことは律令どおりとする)

秦において、爵位と田宅受給が制度として直結していたかは明証を欠く。ただ、前掲魏戸律を加味すれば、秦でも立戸と田宅は制度上、密接な関係にあったことが予想できる。では、そのような制度のもとの「母室」とは何を示すのか、いまま少し戸律をみてゆこう。

未受田宅者、郷部以其爲戸先後次編之、久爲右。久等、以爵先後(以下略)。(戸律、三二八簡)⁽²⁴⁾

(いまだ田宅を受給していない者には、郷部はその立戸の順に従って整理し、立戸の古い者から優先し、立戸の順が同じで

あれば、爵位によって順番をつける)

この戸律によれば、田宅受給が遅滞している場合、立戸の時期や爵位の上下による優先順位をつけたうえで、田宅を与えてゆくことになっている。この立戸と田宅受給の遅延、特に宅地の受給待ちであることを「母室」という語が表すのではないか。

何故なら、先にあげた「母室」のみえる簡は、夫婦のみ、あるいは夫婦と一人から二人の子女からなる単純家族で、家族の人数が多くはない。これは、比較的若い夫婦で、立戸からそれほど時間を経っていないからであるとも想像し得る。加えて、四簡の戸人は黄姓であるが、黄姓は二簡、および五簡にもみえており、八人家族と七人家族という大所帯である。この黄姓のどちらかの戸から分かれたのが、四簡の「黄□」の戸ではなからうか。

これは、あくまで推論にすぎないが、「母室」とされる戸は、戸を独立したにもかかわらず、独立した宅地のない戸を指すと考える。戸の登録と居住実態とがともなわず、宅地の受給待ちの戸、それを「母室」と官は認定するといえないだろうか。

残念ながら現段階では、「母室」に認定される戸の立戸が、戸人らの自発的なものか、官による強制的な分異措置であるのか判断できない。また、この「母室」の表記が、単に立戸と、独立した宅地のないことを官が認定するにとどまるのか、速やかに次の居住先の手配や転出の準備がなされるのか、不明である。伍長にして母室というのも、現住地でそのまま伍長をすることも、転出先で新たな伍に組み込まれ、伍長をつとめるとも考えられる。もし、後者であれば分異と田宅受給の実施を考えるうえで大変興味深いが、これ以上は保留しておきたい。

三、睡虎地秦簡における同居・室人の再検討

(一) 同居・室人の定義

冒頭で述べたように、睡虎地秦簡の発見以来の懸案事項のひとつが、同居・室人の語義の確定であり、最近では鷺尾祐子氏が、かつて太田幸男氏の提唱した一戸一正丁説を継承しながら新たな解釈を試みている。⁽²⁶⁾しかし、前項までの戸籍様簡の検討結果によれば、戸内に複数の成人男性がいることもままたあり、一戸一正丁説は成り立たない。そこで、戸籍様簡と睡虎地秦簡双方を用いて同居と室人の意味を再検討してみたい。

まず、戸であるが、これは先の戸籍様簡の分析によれば、一枚の木牘に記されるのは戸人以下の成年・未成年の男女と、奴隸を含めた世帯員全てである。一般的に戸とは徴税の単位であるが、それは睡虎地秦簡にもあてはまる(以下、睡虎地秦簡の引用は、冒頭に付したアからカの記号で示す⁽²⁷⁾)。

ア・可謂「匿戸」及「敖童弗傳」。匿戸弗繇使、弗令出戸賦之謂匿。(法律答問、一六五簡)

〔「戸をかくす」、および「敖童を傳けない」とは、何をいうか。戸を隠匿して、その家の者を徭使せず、戸賦を出させないことをいう〕

「匿戸」・「敖童弗傳」の双方が徭使や戸賦の不徴収につながるのであれば、これらの徴収は戸を単位として官に把握されていることになる。では、この戸と、同居・室人とはいかなる関係にあるのだろうか。

例の多い同居から検討すると、左記の戊律では同居の成卒への同時徴発を禁じている。

イ・●戌律曰、同居毋并行、縣嗇夫・尉及士吏行戌不以律、貲二甲。(秦律雜抄、三九簡)

(戌律には、同居は同時に戌卒に徵発してはならず、県嗇夫・県尉、および士吏が戌卒を徵発する際に律どおりにしなければ、貲二甲とする、とある)

戌卒となるのは成人男性であり、徭使・戸賦は戸単位に課されることを踏まえれば、これは成人男性が戸内に複数いる状況に対応するための律であろう。先の戸籍様簡で、父親と成年の息子、および成年の兄弟同士が同一戸に登記されていたことが容易に想起される。このような状況が同居の意味にかかわるはずである。

次に、法律答問の縁坐についての設問をみてみよう。

ウ・律曰「與盜同法」、有曰「與同臯」、此二物、其同居・典・伍當坐之。云「與同臯」、云「反其臯」者、弗當坐。●人奴妾盜其主父母、爲盜主、且不爲。同居者爲盜主、不同居不爲盜主。(法律答問、二二簡)

(律に、「與盜同法——盜罪と同じ法理で裁く——」とあり、また「與同臯——犯罪者と同じ罰を科す——」とあるが、この兩者に対し、犯罪者の同居・典・伍人は縁坐・連坐をする。「與同臯」と処断され、なおかつ誣告反坐と処断された場合には、三者は犯罪者に縁坐・連坐しない。私家の奴妾が主人の父母から盗むことは、主人から盗んだとするか、あるいはしなにか。主人と同居であれば主人から盗むとするが、同居でなければ主人から盗んだとはしない)

この答問の前半では、「與盜同法」「與同臯」と処断された犯罪者に対し、同居が縁坐し、里の責任者である典や同伍の者にも連坐が生じるという律の原則を踏まえ、罪に問われた者が「與同臯」でなおかつ、誣告反坐に処断された場合には、同居の縁坐と典・伍の連坐も生じないという免除規定を述べる。ここで同居に縁坐の免除規定がある

意味については後述する。後半では、奴隸による主人の父母からの窃盗を、「盗主」とみなすか否かの分かれ目だが、同居の条件にかかっている。先のア・イを考え合わせれば、ここでの主人と父母との同居とは、同一戸籍の状態をいつていることになる。

同居の意味が同一戸籍にかかわり、父母との関係を表すことがあるならば、妻や未成年の子女の場合はどうであろうか。

エ・：其已分而死、及恆作官府以負責、牧將公畜生而殺、亡之、未賞及居之未備而死、皆出之、母責妻・同居。

金布（金布律、八二〜八五簡）

（「吏が官に対して罪を犯した結果負債が生じ」、負債を他の吏と分割後に死亡、もしくは官府で働いて負債が生じる、官の家畜を世話して死亡、逃亡させ、これらの負債を完済しない、あるいは弁済のための労働を満了しないうちに死亡した場合、負債は全て抹消し、妻・同居に弁済を求めない。金布）

この金布律の最後に、妻と同居が併記されていることからみて、同居の範疇に妻は入らない。次の法律答問にみるように、最低限、妻子を含むのは室人の方である。

オ・或自殺、其室人弗言吏、即葬埋之。問死者有妻・子、當收。⁽²⁸⁾弗言而葬、當賞一甲（法律答問、七七簡）。

（ある人が自殺し、その室人が自殺を吏に申し出ず、すぐにその者を埋葬した。死者には妻子があるが収拏すべきか。自殺を申し出ずに埋葬したことは、賞一甲とする）

ここで、自殺者に室人がおり、後文で妻子の収拏が問題となつていふことからみて、室人に最低限、妻子が入るこ

とは間違いない。

この才で、妻子の収拏が問われる理由の力点が、夫の自殺にあるのか、自殺を届け出ずに埋葬したことにあるのか、定かではない。ただひとつ目を惹くのは、収拏について妻子をあげることである。

かつて、筆者は睡虎地秦簡にみえる完城旦以上の犯罪者に生じる収拏について、その対象は妻子に限定されるとした。⁽²⁹⁾また、李均明氏らも述べるように、⁽³⁰⁾張家山漢簡収律においても、明らかに収拏の範囲を妻と子に限っており、角谷常子氏は、この収拏と室人の範囲が一致すると論じる。この角谷説を踏まえつつ、室人と同居の関係を検証してみよう。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府者、皆收其妻子財田宅。其子有妻・夫、若爲戸、有爵、及年十七以上、若爲人妻而棄寡者、皆勿收。坐奸、略妻及傷其妻以收、母收其妻。(収律、一七四―一七五簡)。

(完城旦・鬼薪以上の罪人、および姦淫罪で腐刑に処せらるる者はいずれも、その妻子・財産・田宅を没収する。その子に妻や夫がいる場合、もしくは戸を独立している、有爵者である、および十七歳以上、もしくは結婚したが離婚したり寡婦となっている場合は、収拏してはならない。夫が姦淫罪に坐した、あるいは妻自身が略妻や傷害の被害者であった場合には、その妻を収拏してはならない)

この収律によれば、子には収拏の免除事項があり、既婚者(離婚女性・寡婦を含む)、戸の独立済みの者、有爵者、および十七歳以上の者には収拏が科されない。

この収拏の原則を前提にして、再度、睡虎地秦簡に目を転じてみる。

里耶秦簡にみる秦の戸口把握 鈴木

第八十九卷 四二七

カ・可謂室人、可謂同居。同居、獨戸母之謂殿。●室人者一室盡當坐鼻人之謂殿（法律答問、二〇一簡）

（何を室人といい、何を同居というのか。同居とは「獨戸母」をいう。室人とは、室を同じくする者全てが、犯罪者に坐することをいう）

この前半部分の「獨戸母」が難解で、意味を量りかねるが、後半の室人については、収拏が妻子に加えられる大変厳しい措置であることを考慮すれば、この「一室盡當坐鼻人」というのが、成年男性とその妻子であり、彼らこそ室人であると解せる。やはり、夫・妻・未成年子女という単純家族が、室人としてくられるのである。

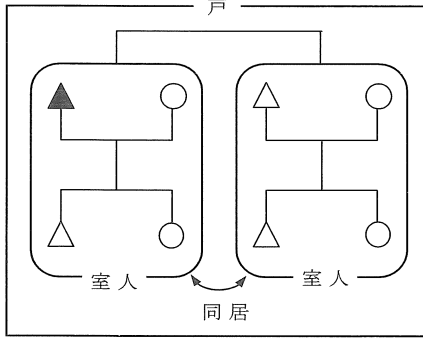
さらに、戸内から犯罪者を出したことに對し、収拏を問われる室人と、それ以外の家族の縁坐との間には、扱いの厳しさに差があるように思える。それは、誣告罪に同居の縁坐が及ばないことに端的に表れている⁽³¹⁾。前掲ウで誣告罪など犯罪者への裁判の処断によつては、同居・典・伍人には縁坐・連坐が免除されていたが、次のキでも同様である。

キ・甲誣乙通一錢黥城旦鼻、問甲同居・典・老論不當。不當。（法律答問、一八三簡）

（甲が、乙が通錢一錢を行ひ黥城旦の罪である、と誣告した。甲の同居・典・老は論断に当たらないか。当たらない）

完城旦以上の犯罪者の妻子は収拏が大原則であるから、誣告反坐により黥城旦に処される男性の妻子は無条件に収拏であろう。一方、典・老とともに同居は縁坐を免れるのである。このような犯罪内容により免除事項があるのは、犯罪者と室人の関係にある妻子と同居とは戸内で別の範疇にあるからだと考えたい。犯罪者を起点として、室人と同居の範囲が異なるからこそ、カのような設問が必要とされたのである。

〔図〕戸・同居・室人関係図



△:男性 ▲:戸主 ○:女性

里耶秦簡にみる秦の戸口把握 鈴木

そして、室人、同居を識別する具体的な方法が、戸籍様簡の記載形式ではないか。戸籍様簡では、成人男性に妻子がいる場合は、戸人ではなく夫（父）の名を付すことで戸内の単純家族の単位を明確にした。この方法で戸内の室人の単位は識別可能である。

これを念頭にすると、同居とは戸内の成人男性同士の関係であると同時に、戸内部の単純家族（室人）同士の関係を指していることに思い至る〔左図〕。つまり、戸というのは、複数の単純家族を内包する可能性があるもので、その内部の関係を示すのが同居・室人の語なのである。無論、単純家族（室人）のみで完結する戸に、同居は存在しない。

以上のように考えると、次のクも理解しやすい。

ク・盗及者它鼻、同居所當坐。可謂同居。●戸爲同居、坐隸、隸不坐

戸謂毆。（法律答問、二三簡）

（盗みや、その他諸々の罪に対し、同居は縁坐に当たる。何を同居というのか。戸が同居から成り立つ場合、戸の構成員は全て隸に縁坐するが、隸は戸全体に縁坐しないことをいう）

これは、盗罪をはじめとする犯罪一般に対し、犯罪者の同居に何らかの縁坐が生じるという原則を前半で述べ、後半では戸内部が同居から成り立つ場合の隸の縁坐を規定する。

これまでクの隸は、臣妾の妾と同様、女奴隸と解釈され、両者の違いに注意が払われてこなかった。張家山漢簡奏讞書二八〇三五簡では、ある男性の隸であった女性が、男性の仲介により、前科者である隠官に嫁いでおり、隸の処遇には男性の恣意が大きくはたらくように見受けられる。あくまで推論の域を出ないが、隸は正式な妻ではなく、枕席に侍り、なおかつ身分の低い女性であるかとも想像し得る。⁽³²⁾ 男性のもとに置かれるという点では、妻と共通する部分があり、隸も室人を構成する可能性が高い。

そう考えると、クの後半の解釈は、室人に属する隸の犯罪に対し、戸の構成員全てが責任を負うが、隸は戸全体ではなく、自分と同じ室に属する者に対してのみ罪を問われる、ということになろう。

(二) 同居・室人の語にみる治安維持と税負担

最後に、同居・室人の意味が明らかになつたところで、戸籍様簡の記載形式と、両語による戸内の識別がとられた理由について考えてみたい。先に結論から述べれば、治安維持と税負担の問題としてとらえるべきである。このうち治安維持については、室人・同居が縁坐にかかわる分類であることを前項で述べた。

それに加えて、戸籍様簡の記載形式、特に大小の別から思い至るのは、戸賦である。これまでの研究でも、睡虎地秦簡における戸賦は人頭課税で、漢代の算賦の前身に相当するといわれてきた。⁽³³⁾ 戸籍様簡で成年・未成年の区別をするのも、やはり戸賦の対象者を割り出すためであろう。重近啓樹氏は、成人女性も戸賦の負担者であると述べているが、⁽³⁴⁾ 戸籍様簡で男女ともに成年・未成年を分けるのは、その証左といえるかもしれない。

次に戸籍様簡で目につくのは第一欄記載者、兵役・力役の負担者たり得る成人男性である。もちろん、兵役・力役の負担者については、別途に傅籍がもうけられており、一戸の成員全てを登録する戸籍様簡とは性質を異にする。また、秦の傅籍年齢と戸賦徴収の基準が一致しているか不明である。ただ、戸籍様簡のように大小の別による記載形式をとることで、傅籍の該当者が一目瞭然となる。

そして、第二項であげた才の戊律では、同居から同時に戊卒を徴発することを禁じている。これは、背後に養われるべき家族の多いことを予測し、配慮するからであろう。そのためには、まず同居の関係を戸籍など帳簿上で明らかにしておくはずである。

戸籍様簡からのみ戸賦や兵役・力役を論じることには限界があり、これ以上は専論に譲りたいが、戸籍様簡の記載形式は、戸賦や兵役・力役負担者の識別の面からも、有効ではないだろうか。何故なら、室人には成年の男性はひとりしかおらず、息子が成年とみなされた時点で、父の室人から独立し、同居として登録される。これは、戸籍様簡上で第三欄から第一欄に記入欄が変わることを意味しており、一覽としてもみやすく、該当者の人数が一目で把握できるからである。

戸籍様簡の出土した里耶の地は、かつて楚の支配下にあった。その痕跡をしめすように、秦以前の旧住民の墓葬が城址の後背地に広がり、また、戸籍様簡上の成人男性は楚爵に基づく爵位を帯びる。彼らにとって秦は新来の支配者である。思うに秦は、その膨張過程で、各国の様々な制度下にある戸を支配に取り込む経験をしたであろう。例えば、商鞅とほぼ同時期、蘇秦の語る臨菑の都の様子は、齊の戸の様子をかいまみせる。

齊の宣王に説きて曰く、「臨菑の中七萬戸、臣竊かに之を度るに、戸ごとに三男子を下らざれば、三七二十一萬なり。遠縣を發するを待たずして、臨菑の卒、固より已に二十一萬なり」と。(『史記』蘇秦列伝)³⁶⁾

この蘇秦の言に誇張はあるにせよ、当時の臨菑の一戸に複数の成人男性がいることが当然として語られている。この様子は商鞅の推進したという、兄弟、あるいは父子の別居のような分異政策とは様相を異にしている。また、漢代の家族が小さいことと比べても、齊の臨菑の戸というのは、かなりの人数を収容していたことになる。この理由には、戸の登録範囲という制度の差異、あるいは家族のあり方そのものの違いの双方が考えられる。

もちろん、いわゆる秦の分異令の実態をただちに計り知ることはできない。ただ、秦にとつては、国ごとに異なる制度下の戸、あるいは多様な形態をとる家族を自国の方式に組み込む作業こそ、占領地支配の要であつたはずである。その際、父子や兄弟全ての別居を強制し、居住地の移転をとまなうような分異政策を全土で行うことは現実的ではなからう。

それよりはむしろ、居住者の男女や、成年・未成年の別を忠実に帳簿に写し取る調査によつて、戸賦の徴収額や徴発対象者を確定していくことが優先されたと考えられる。戸内に複数の成人男性とその家族がいることを考慮し、彼らの関係を識別してゆくために、室人・同居の語による区分は必要であつたといえる。そして、必要に応じて新たな立戸者への田宅受給を行いながら、伍制を布き、地域を秦の手法に則つて再編していったのではないか。また、同居の同時徴発の禁止や、最も厳しい縁坐である収孥を室人に限定することは、兵役・力役や戸賦の負担者となる戸の保全にもつながり、戸口調査に並行する伍制の施行により地域の安定が志向されていたと考えられる。

おわりに

これまでの考察の結果をまとめておこう。里耶秦簡戸籍様簡の主な機能は、男女と大小の別を明らかにし、なおかつ戸内の夫（父）を中心にした単純家族の単位を分けることにあった。戸内の構成員とその関係が明らかになったところで、「母室」の認定と、伍長の決定がなされ、特記事項が追記されてゆく。

睡虎地秦簡に散見した同居の語は、一戸に複数の成人男性がいる場合の相互呼称であり、室人は成人男性とその妻および未成年の子女からなるグループである。単純家族、すなわち室人のみの戸に同居は存在しない。

戸籍様簡に男女・大小・単純家族の別が分けられていることで、戸内の同居・室人の関係も明瞭になる。男性は未成年から成年になること、つまり戸籍様簡で第三欄から第一欄に記入先が移動することにより、父の室人から同居へと戸内の位置づけが変わるのである。

また、『報告』も触れるように、戸籍様簡では従来いわれてきたような、兄弟、あるいは父子の強制的な分異を一律に行っていない。ただ、立戸と宅地があることは不可分の関係にあり、あらたな立戸者を「母室」として認定し、宅地の受給待ちとする制度は存在したとみられる。この新規の立戸が、官による強制であったのか、また、本人たちの望まない、遠隔地への移住をとまなうような措置もありえたのかは、現時点では判断できない。

この戸籍様簡の書式と、同居・室人の語から読み取れるのは、秦の統一過程において、各国の様々な制度下にある、また形態も多様であったであろう家族を取り込む際の秦の手法である。民の男女と成年・未成年、および奴隸

の区別をまず把握することではじめて兵役・力役の該当者が確定し、戸賦も円滑に徴収することができる。そのために用意されたのは、単純ではあるが、木牘を五欄に分けた台帳であり、各戸の構成員が明らかになったのち、改めて伍が編成され、責任者である伍長が決定された。そして、戸籍様簡から明らかになる室人・同居の別は、縁坐の関係を区切ることに有効であった。このような弁別は、戸の保全と、それを取り巻く地域の安定化にもつながるよう設計された方法といえる。

特に里耶のような占領地においては、旧住民の把握と、それを可能にする行政組織の構築が急務とされたであろう。無論、この方法が、故秦地でも行われていたことを排除しているわけではない。むしろ、律の存在を前提とした法律答問のような手引き書に、室人・同居の語がみえることを考慮すれば、故秦地も含め、全土での制度の施行が目論まれていたはずである。

続く張家山漢簡二年律令にも同居の語は散見しており、秦から漢初への制度の継承が予測される。また、この同居を手がかりとして、後の文帝による収斂制廃止を理解し直すこともできると考えているが、これらは今後の課題として本稿を終えたい。

註

- (1) 佐藤武敏「漢代の戸口調査」『集刊東洋学』第一八号、一九六七年・李均明「關於八月案比」『出土文獻研究』第六輯、二〇〇四年、張家山漢簡研討班「張家山漢簡法律文書研討綜述」所収。
- (2) 佐竹靖彦「秦国の家族と商鞅の分異令」『史林』六三

卷一号、一九八〇年・古賀登『漢長安城と阡陌・梟亭制度』雄山閣、一九八〇年、第V章第七節・太田幸男『中国古代国家形成史論』汲古書院、二〇〇七年、第六・七章・岡田功『中国古代の「家約」の成立について』『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院、一九九五年・山田勝芳『中国古代の「家」と均分相続』『東北アジア研究』第二号、一九九八年。諸氏の見解については、山田論文にまとめられているため、本稿では詳述しない。

(3) 『史記』始皇本紀によれば、秦王政十六年(前二三一)に男性の年齢申告が実施されているが、睡虎地秦簡には身長による成年・未成年の別が残っている。また、傳籍の基準年齢や、戸賦徴収の開始基準については議論があり、この問題の研究史は、山田勝芳『秦漢財政収入の研究』汲古書院、一九九三年、第四章第二節を参照されたい。

(4) 湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物処・龍山県文物管理処『湖南龍山里耶秦簡——秦代古城一号井発掘簡報』『文物』二〇〇三年一期。「簡報」所載の簡牘については、筆者も参加する里耶秦簡講読会による「里耶秦簡訳注」(『中国出土資料研究』第八号、二〇〇四年)がある。この「訳注」に戸籍様簡は含まないが、本稿の釈字・解釈は講読会の成果に大きく負っており、本稿執筆にあたっ

ても諸氏から貴重な意見をいただいた。

(5) 湖南省文物考古研究所『里耶発掘報告』岳麓書社、二〇〇七年。

(6) 『報告』は、「整簡一〇枚、残簡一四枚」とするが、この数字は二五から二八簡の無字簡(横線の残るものを含む)を除外しての数とみられる。

(7) 藤田勝久「里耶秦簡の情報システム——秦代の郡県制をめぐって——」『愛媛大学法文学部論集』人文科学編、第二十三号、二〇〇七年九月・邢義田『龍山里耶秦遷陵邑城址出土某鄉里南陽里戸籍簡試探』『武漢大学簡帛研究中心網站』二〇〇七年十一月 (http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=744)。以下、邢論文の引用はこれによる。

(8) 謝桂華・李均明・朱国昭『居延漢簡釈文合校』文物出版社、一九八七年。

(9) 走馬樓簡牘整理組編『長沙走馬樓吳簡』竹簡(壹)、文物出版社、二〇〇三年。

(10) この名籍の復元は、町田隆吉『長沙吳簡よりみた「戸」について——三国呉の家族構成に関する初步的考察——』『長沙吳簡研究報告』第三集、二〇〇七年)による。なお、氏も指摘するように、走馬樓吳簡では、第一子のみ父との続柄を記し、他子は直前の者との続柄を記すが、後述のよ

うに戸籍様簡では兄弟姉妹の関係を記さない点で異なる。

- (11) 池田温『中国古代籍帳研究——概観・録文——』東京大学出版会、一九七九年、一九頁。

- (12) 石岡浩『戦国秦の良民の「大」「小」区分と身長6尺——未成年に科す実刑と未発達な贖制度の関係——』『法史学研究会会報』第一号、二〇〇七年。

- (13) 裘錫圭『中国出土古文献十講』復旦大学出版社、二〇〇四年。

- (14) 邢氏も同様に解し、さらに占領地の帰順者の爵位を保障し、爵の追加を行った例として、趙による上党の民への賜爵（『戦国策』趙策一・『史記』趙世家）をあげている。

- (15) 高恒『秦律中の徭・戍問題』『秦漢法制論考』厦門大学出版社、一九九四年。

- (16) 拙稿「前漢初期における奴婢と戸籍について」池田雄一編『秦漢書——中国古代の裁判記録——』刀水書房、二〇〇二年。

- (17) 陳爽「走馬樓吳簡所見奴婢戸籍及相關問題」『吳簡研究』第一輯、二〇〇四年。

- (18) 宮宅潔「秦漢時代の裁判制度——張家山漢簡『奏讞書』より見た——」『史林』八一巻第二号、一九九八年。

- (19) 『報告』が第四欄に母親を入れるのは、老年のため戸

賦等の負担者ではないと考えた可能性もある。確かに、戸籍様簡では男女とも老年者の記載欄はわからず、第四欄であったことも考えられるが、今回の『報告』の範囲で、第四欄に父母のいる例はない。

- (20) 『報告』は第三欄二人目を「小造□□」と釈するが、写真をみると「小上造□□」である。

- (21) 前掲註(2) 太田著書、第六章、二。

- (22) 楊振紅「秦漢名田宅制」説——從張家山漢簡看戰國秦漢的土地制度——『中国史研究』二〇〇三年三期。この他にも戸律の爵位と田宅受給についての論考は数多いが、宮宅潔氏は、二年律令段階で、爵位に基づく田宅受給は必ずしも十全に行われておらず、爵位が田宅受給資格にすぎないとしている。「漢初の二十等爵制——民爵に附帯する特権とその継承——」『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』——論攷編——朋友書店、二〇〇六年。

- (23) 張家山漢簡の引用は、張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡——二四七号墓——』文物出版社、二〇〇一年、および二〇〇六年同社刊の修訂本を参照した。

- (24) 整理小組によれば、本簡冒頭の「□□廷歲不得以庶人律」は他簡から付着したものであるため、省略した。

- (25) 『報告』参照。二簡(K1.2.5/図版36.3.4)・五簡(K

17) 図版37-9・10)。

(26) 鷲尾祐子「秦の「戸」「同居」「室人」について——秦における国家と血縁集団——」『中国古代史論叢』四集、二〇〇七年。

(27) 以下、睡虎地秦簡の釈文・簡番号は、睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)に従い、「法律答問」等、各篇の表記も本書によってゐる。

(28) 整理小組は、この「收」を遺体の収容とし、別解を収拏とするが、前掲註(2)山田論文註(8)の指摘のように、睡虎地秦簡の「收」は身柄や財産の没官の意味で一貫している。

(29) 拙稿「戦国秦の連坐」『明大アジア史論集』第三号、一九九八年。

(30) 二年律令収律、一七四〜一七五簡。李均明「張家山漢簡《収律》と家族連坐」『文物』二〇〇二年九期・石岡浩「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端——爵制の混乱から刑罰の破綻へ——」『歴史学研究』第八〇五号、二〇〇五年・角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」前掲註(22)『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』・宮宅潔「有期勞役体系の形成」『東方学報』京都、第七八冊、二〇〇六年。

里耶秦簡にみる秦の戸口把握 鈴木

(31) 誣告罪の犯罪者の同居に縁坐がないことは、富谷至氏が指摘する。『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎、一九九八年、第三篇第一章。ただし、同居を同一戸籍者全てと解しており、本稿と見解を異にする。

(32) 前掲註(16)拙稿でも、隸と婢を区別せずに扱ったが、改めたい。なお、前述のように『報告』は、戸籍様簡八簡(KA)図版38-17・18)第二欄に妻と並んで、「隸大女子華」とみえているとする。大変興味深いのが、写真では「隸」が判読できないため、検討対象から外した。

(33) 前掲註(2)佐竹論文・(3)山田著書第三章第一節。(34) 重近啓樹『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九年、第五章一。

(35) 浜口重国「漢の徴兵適齢について」『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、一九六六年・前掲註(3)山田著書、第四章第二節・前掲註(34)重近著書、第三章二。

(36) 説齊宣王曰、「臨菑之中七萬戸、臣竊度之、不下戸三男子、三七二十一萬。不待發於遠縣、而臨菑之卒固已二十一萬矣」(『史記』蘇秦列伝)

第八十九卷 四三七